徳島県立木のおもちゃ美術館利用者心得

（趣旨）

第１条　この心得は、徳島県立木のおもちゃ美術館管理規則（令和３年徳島県規則第４５号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、徳島県立木のおもちゃ美術館（以下「おもちゃ美術館」という。）の利用者の遵守事項について定めるものとする。

（すべての利用者に係る遵守事項）

第２条　おもちゃ美術館の安全で快適な利用が保たれるよう次の行為を禁止する。ただし、管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

（１）　おもちゃ美術館の建物、付帯施設、設備、備品等を毀損、汚損又は紛失すること。
（２）　外構における土石の採取その他土地の形状を変更すること。
（３）　外構における木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
（４）　外構におけるいきものを捕獲し、又は殺傷すること。
（５）　工作物を設置すること。
（６）　興行、競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。
（７）　宣伝行為、物品販売・頒布、アンケート調査、募金、チラシ等の配布を行うこと。
（８）　業として写真、映画を撮影すること。
（９）　はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
(10)　衛生上又は風紀上好ましくない行為をすること。
(11)　おもちゃ美術館内及び外構における危険個所又は立入禁止区域へ立ち入ること。
(12)　騒音を伴う行動をとること。
(13)　おもちゃ美術館内で飲食すること。
(14)　おもちゃ美術館内で喫煙すること。
(15)　廃物、汚物その他これに類するものを捨て又は放置すること。
(16)　決められた箇所以外から出入りすること。
(17)　野球等のスポーツをすること。
(18)　自転車等の運転、ローラースケート、スケートボード等を使用すること。
(19)　犬などのペット類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、又は介助犬）を除く。）を持ち込むこと。
(20)　火気を持ち込むこと。
(21)　危険又は不潔な器具、用具、物品を持ち込むこと。
(22)　駐車場に表示された注意事項に違反すること。
(23)　徳島県立あすたむらんどの閉園後 30 分を超えて駐車場に車両を留め置くこと。
(24)　その他、管理上支障があると認められる行為又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。

２　前項各号のうち、第６号から第９号については、徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和２年徳島県条例第７４号。以下「条例」という。）第７条の規定による利用の許可を受けて行う場合を除くものとする。

（利用の許可を受けた者に係る遵守事項）

第３条　条例第７条の規定による利用の許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　利用にあたっては、関係法令に従い、安全、衛生管理、事故防止等に万全を期すこと。また、研修室を常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
（２）　利用の許可に係る権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
（３）　研修室の利用者に対し、条例、規則及びこの心得その他の規律に違反しないよう周知徹底すること。
（４）　利用終了後又は利用の中止を命じられたときは直ちに現状回復すること。
（５）　利用中に生じたゴミは、利用の許可を受けた者の責任において適切に処理すること。